

【資料①】



核燃料物質使用施設保安規定（第Ⅱ編）
の変更認可申請

日本原子力研究開発機構
核燃料サイクル工学研究所
環境技術開発センター

令和4年6月3日



1.背景

M棟及びウラン廃棄物処理施設の核燃料物質使用変更許可申請に伴い、使用変更許可後に、核燃料物質使用施設保安規定の関連箇所を改正する。

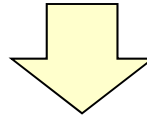
<許可申請概要>

- M棟の固体廃棄施設の設備の一部を使用を終了し、維持管理中の設備に変更
- 第2ウラン系廃棄物貯蔵施設の詰替室において、フィルタの減容処理を実施する旨の記載を追加する。

2.保安規定の変更申請内容

<許可申請>

- M棟の固体廃棄施設の設備の一部を使用を終了し、維持管理中の設備に変更



<保安規定の変更なし>

(セル、グローブボックス等の点検)

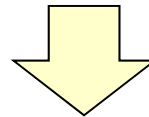
第Ⅱ編 第14条

核燃料管理者は、所掌するセル(付随する設備を含む。)、グローブボックス、物品搬入設備、フード及びパネルボックスについて、施設管理実施計画、設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより点検しなければならない。なお、使用を終了し維持管理中の設備についても同様とする。

2.保安規定の変更申請内容

<許可申請>

- 第2ウラン系廃棄物貯蔵施設の詰替室において、フィルタの減容処理を実施する旨の記載を追加する。



<保安規定の変更申請内容>

第Ⅱ編 第35条(ウラン系固体廃棄物の処理及び保管)

- 環境保全課長は、ウラン系廃棄物貯蔵施設又は第2ウラン系廃棄物貯蔵施設に保管廃棄したウラン系固体廃棄物のうち金属及びフィルタをM棟において減容処理する場合は、パネルボックス内で行うとともに、減容処理のために受け入れたウラン系固体廃棄物は、処理までの間、当該施設の第34条第5項に示す場所に保管しなければならない。なお、プラズマによる切断を行う場合は、専用の金属製作業台の上で行わなければならない。
- 環境保全課長は、第2ウラン系廃棄物貯蔵施設に保管廃棄したウラン系固体廃棄物の詰替え 又はフィルタの減容処理を第2ウラン系廃棄物貯蔵施設において行う場合は、詰替室のパネルハウス内で行わなければならない。なお、金属等のプラズマによる切断を行う場合は、金属製トレイの中で行わなければならない。